

\_\_\_\_年度上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等  
に関する課税方式選択の申出書（市民税・県民税申告書の付表）

年 月 日

（あて先）白山市長

申出人	住所	_____
	氏名	_____ 印
	電話番号	_____
納税義務者	住所	_____
	氏名	_____ 印

上記納税義務者の上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、既に提出した（又は、提出する予定の）確定申告書とは異なる課税方式を選択します。

なお、この申出書は、確認事項（裏面）を確認のうえ、自己の責任において提出します。

全て申告不要制度を選択します。

下記のとおり申告します。

<所得に関して>

区分		所得金額	住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)
上場株式等の 配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

<純損失・雑損失に関して>

本年度分で差し引く繰越損失額	円
翌年度以降に繰り越される損失の金額	円

<上場株式等に係る譲渡損失に関して>

本年度分の上場株式等の配当所得等から差し引く繰越損失額	円
本年度分の上場株式等の譲渡所得等から差し引く繰越損失額	円
翌年度以降に繰り越される損失の金額	円

※裏面の確認事項をよくお読みのうえ、提出してください。

## 課税方式選択に関する確認事項

- ①住民税が源泉徴収されていない配当所得等、譲渡所得等は申告不要制度を選択できません。申告する所得に含めてください。
- ②源泉徴収口座内の上場株式等の配当所得等又は譲渡所得等は口座ごとに課税方式を選択できます。
- ③源泉徴収口座内において配当所得等が譲渡損失と損益通算されている場合で、配当所得等のみを申告しないことは選択できません。  
※譲渡損失も併せて申告不要とすることはできますが、譲渡損失を他の譲渡所得等や配当所得等と損益通算、又は翌年度以降への繰越控除ができなくなります。
- ④源泉徴収口座以外の配当所得等は、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。  
※申告しないことは選択できません。
- ⑤次の所得については総合課税となりますので、総合課税分に含めてください。
  - ・総発行数の3%以上の株式を有する株主の配当等
  - ・1回に受けるべき金額が「10万円×配当の計算期間月数/12」以下の配当等
  - ・上場株式等以外の配当所得等
- ⑥繰越控除がある場合は、必ず記載してください。記載が無い場合、翌年度以降の繰越控除が認められません。

## 申告に関する確認事項

- ①この申出書は市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。
- ②住民税が源泉徴収されていない場合は、この申出書によらず課税となります。
- ③申告不要制度を選択した場合は、配当割額、株式等譲渡所得割額、及び配当控除の適用はありません。
- ④この申出書の内容により、国民健康保険や後期高齢者医療保険等の税や保険料、給付等に影響が及ぶ可能性があります。
- ⑤この申出書以外の所得等については、所得税の確定申告書のとおりとなります。
- ⑥当該年度の納税通知書が送達された日以降に提出された申出書は無効となります。